

西尾市教育委員会会議録

招 集 日 時	令和4年11月9日(水) 午前10時00分		
開 会 場 所	岩瀬文庫 研修ホール		
開 会 時 間	午前10時00分	閉 会 時 間	午前11時30分
教 育 長	稲垣 寿		
出 席 委 員	尾崎 まゆみ 石崎 光子 平岡 将暢 武内 基亘		
欠 席 委 員			
委員会出席者	教育部長 齋藤武雄、教育庶務課長 木下政之、学校教育課長 杉浦智芳、学校教育課主幹 論田清高、学校教育課主幹 高木善隆、生涯学習課長 鈴木貴之、文化財課長 林 知左子、図書館館長 齋藤俊幸、交流共創部長 内藤貴久、観光文化振興課長 犬塚佐重喜、スポーツ振興課長 石川孝次、教育庶務課課長補佐 平井 修、教育庶務課主任主査 高津由美子		
議 題	<p>1 会議録署名委員の指名について</p> <p>2 前回会議録の承認について</p> <p>3 報告事項 (1) 教育長報告 (2) 教育部長報告</p> <p>4 議案審議</p> <p>※議案第35号は、「委員の氏名の公表が、今後の設計者選定に支障を及ぼす恐れがあるため」秘密会（非公開）とした。</p> <p>議案第35号 西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定委員会委員の任命について【生涯学習課】</p> <p>※議案第36号以降は、公開</p> <p>議案第36号 西尾市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【生涯学習課】</p> <p>議案第37号 西尾市公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について【生涯学習課】</p> <p>議案第38号 西尾市地域交流センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について【生涯学習課】</p> <p>議案第39号 西尾市資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【文化財課】</p> <p>議案第40号 旧糟谷邸内文化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【文化財課】</p> <p>議案第41号 西尾市塩田体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【文化財課】</p> <p>議案第42号 西尾市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【スポーツ振興課】</p>		

5 その他

- (1) 吉良中学校校舎改築基本計画ワークショップの進捗状況について【教育庶務課】
- (2) 学校給食における食物アレルギー対応に関する基本方針の改訂について
【教育庶務課】
- (3) 令和5年度教職員定期人事異動方針について【学校教育課】
- (4) 令和5年度小中学校等の入学式等儀式の日程について【学校教育課】
- (5) 学校運営協議会制度の導入について【学校教育課】
- (6) 生涯学習センター(仮称)設計者選定設計競技実施要領(素案)について
【生涯学習課】
- (7) 山本眞輔 彫刻展「人間讃歌—祈りのかたちを求めて—Part II」について
【文化財課】
- (8) 『新編西尾市史 通史編1 原始・古代・中世』の刊行について【文化財課】
- (9) 図書館運営基本計画策定に係るアンケート結果等について【図書館】

添付書類 教育委員会名義使用8件

会 議 の 顛 末

教育長	<p>開会の辞</p> <p>ただいまから西尾市教育委員会11月定例会を開会いたします。</p>
教育長	<p>それでは、議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。</p>
	<p>1 会議録署名委員の指名</p>
教育長	<p>会議録の署名委員は、石崎委員、武内委員 を指名します。</p>
	<p>2 前回会議録の承認</p>
教育長	<p>前回定例会の会議録につきましては、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め、前回定例会の会議録については、原案どおり承認することといたします。</p>
	<p>3 報告事項</p>
教育長	<p>(1) 教育長報告</p> <p>清々しい秋空の日が続いています。先月の20日には、市内小学校3校で研究発表会が開催されました。教育委員の皆さんには、ご参観ありがとうございました。いずれの学校においても、教材研究への並々な熱意、重厚な体験活動、そして鍛えられた子どもの姿等が窺われ、今後の教育活動に資する確かな研究成果が得られました。</p> <p>先週金曜日、生涯学習センターの関係用務で上京したおり、川崎市の「子ども夢パーク」を視察してきました。この施設は、学校教育ではケアしきれない子供たちの存在を肯定するという、当時としては極めて先駆的な理念に基づいて、30年も前から運営されてきました。今のところ、不登校に対応する最も先進的な対処療法であろうと感じました。対処療法と述べたのは、根治療法とすべき手立ても考えられるため、それについては別の機会に報告します。</p> <p>学校は、学習指導要領に定められているように、しなければならないことで構成されています。子どもの社会的自立に向けての必要な資質能力を、多くの子どもの一般的な発達段階に合わせて編成した教育課程によるものです。本来、学校は、子どもたちにできなかったことをできるようにさせる場所であり、そのために子どもたちに、相応の精神的なストレスがかかることは避けられません。筋力アップのトレーニングで筋肉痛が起こることと同様です。学校では、漢字は書けるように、九九は覚えさせて、逆上がりも頑張らせて、みんなと協力するように教えます。当たり前のこの学校の枠組みが、子どもたちを包括しきれなくなっていることを、昨今の不登校の現状は物語っています。そこでノーストレスに近い場所を設けて、子どもたちの内的エネルギーを充填させていこうというコンセプトが、「子ども夢パーク」です。</p> <p>この施設では、子どもたちは一日中好きなことをして過ごします。ゲームをして</p>

	<p>いても良いし、秘密基地を作っても良い。スポーツも良いし、読書も良い。みんなと遊んでも良いし、一人きりでいても良い。子どもたちが「何をしても良い。何もしなくても良い。」という指導方針を貫く中で、子どもの自立に向けた心を育てることに粘り強く取り組んでいます。子どもたち一人一人の中には、本来よりよく生きていこうとする意志が内在しているという立場で、社会的自立へのプロセスを最大限寛容に見通して、生涯学習的な視点からのサポートを展開しています。</p> <p>子ども夢パークを経て、立派に社会人となった事例を幾つか紹介していただきましたが、通園した子どもたち全員というわけにはいかないにしても、その多くは確実に元気を取り戻すだろうという期待感を抱きました。また、子どもの意志を尊重することを基盤としており、出席扱いになるため、入園を希望する保護者がいても、子ども本人が希望していないと入園が許可されないルールも納得したところです。「子ども夢パーク」の取り組みにふれて、今後の教育に取り入れるべき視点が示唆されていることを痛感した次第です。</p>
教育長	<p>続きまして（２）教育部長報告をお願いします。</p>
教育部長	<p>（２）教育部長報告</p> <p>私からは、３点ご報告させていただきます。</p> <p>１点目は、「随時監査の結果に係る勧告への対応」についてです。</p> <p>すでに新聞報道でご存じかとは存じますが、改めてご報告申し上げます。お手元に配布いたしました勧告書の写しも併せてご覧ください。</p> <p>令和４年１０月１７日から１０月３１日まで監査委員による随時監査が行われ、特に措置を講ずる必要があると認められる事項が確認されたため、令和４年１０月３１日付けで監査委員より勧告を受けました。</p> <p>特に措置を講ずる必要があると認められる事項でございますが、給食用消耗品及び備品の取得について、予定価格７０，７２１，２００円で西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に規定する、予定価格２，０００万円以上の財産の取得にあたる場所であったが、市議会の議決を欠いており、違法であると認められるというものでございます。</p> <p>勧告の内容でございますが、市長は、追認の議案を提出し、必要な議決を経ること、というものでございます。</p> <p>事案の発生要因等でございますが、条例第３条中の「財産」について、消耗品は対象ではないと誤った解釈をしたことによるものでございます。</p> <p>再発防止策といたしまして、関係法令の解釈について周知を徹底することにより、議決事項についての認識不足を解消してまいります。</p> <p>また、今後の対応でございますが、１２月議会にて関連議案を提出する予定でございます。法令に基づき行政を推進すべき立場にありながら、このような事態を招いてしまい教育委員の皆様にご心配をおかけいたしましたこと誠に申し訳ございませんでした。深くお詫びを申し上げます。今後こうしたことが二度と繰り返されないよう、再発防止に努めていく所存でございます。</p> <p>２点目は、「西尾市教育大綱の策定」についてです。</p> <p>本件については、１１月２日の企画総務部会で報告された内容で新聞報道等なき</p>

	<p>れておりますが、改めて報告いたします。</p> <p>本市の現在の教育大綱は、令和2年度に策定したもので、対象期間が令和2年度から4年度までの3年間としております。本年度末に計画期間が終了するため、現在、次期教育大綱を策定しているところであります。内容につきましては、現大綱と同様に、総合計画と整合するもので、現在策定中の総合計画の教育分野と整合するよう調整しております。次回の総合教育会議にて協議いただくことを予定しております。</p> <p>3点目は、「西尾市議会12月定例会の会期日程」についてです。</p> <p>10月25日に開催された議会運営委員会において、西尾市議会12月定例会の会期日程が決定しました。11月30日水曜日に開会し、12月21日水曜日までの22日間の会期となります。一般質問は、12月1日と2日の2日間で、5日は予備日となります。8日木曜日には関係する文教委員会と予算決算委員会文教分科会があります。今回も何名かの議員から事前の通告をいただいております、多くの一般質問が予想されますが、しっかりと議員と質問調整を行い、誠実に答弁してまいります。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>日程3を終わります。</p> <p>日程4、議案審議を議題とします。</p> <p>議案第35号については、「委員の氏名の公表が、今後の設計者選定に支障を及ぼす恐れがあるため」秘密会とさせていただきますと思います。承諾していただける方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>異議なしと認め「秘密会」とします。</p>
<p>教育長</p>	<p>ここで秘密会は終了とし、ここからは、公開といたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>引き続きまして、「議案第36号 西尾市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第37号 西尾市公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について」、「議案第38号 西尾市地域交流センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について」は、関連がありますので、一括して提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>ただ今議題となりました、議案第36号から議案第38号につきましては、関連がありますので一括してご説明させていただきます。</p> <p>資料の3ページをご覧ください。</p> <p>これらの議案の提案理由につきましては、いずれも幡豆公民館及び幡豆ふれあいセンターの用途変更による廃止及び施設予約システム導入に伴う運用方法の見直しのためでございます。</p> <p>資料の7ページをご覧ください。</p> <p>公民館の設置及び管理に関する条例につきましては、予約システムの導入に伴い第10条(使用料)を「利用する日に納付」から「利用の許可を受けた日に納付」に改めることが最大の改正点となります。第4条(利用の許可)、第9条(利用許</p>

	<p>可や取消し及び中止命令)、8ページに移動しまして、第14条(原状復帰の義務)につきましては、地域交流センターの規定表現に合わせるためのもので運用方法に変更はございません。また、別表第1及び第2につきましては、幡豆公民館及び幡豆ふれあいセンターの両施設に関する項目を削除するものでございます。</p> <p>次に資料の21ページをご覧ください。</p> <p>公民館の管理及び運営に関する規則につきまして、第4条(利用期間の制限)を市民サービスの向上と利用の拡大を図るために削除します。第6条(利用許可の申請)、第9条(利用許可の変更または取消し)、第11条(使用料の減免)、22ページに移動しまして第14条(入館の制限)、23ページの第15条(汚損等届出の義務)につきましては、地域交流センターの規定表現に合わせるためのもので運用方法に変更はございません。</p> <p>なお、22ページに戻りまして、第12条(使用料の還付)につきましては、予約システムの導入により使用料の納付時期が変更することによって生じる還付の取り扱いを地域交流センターと同様にするものでございます。</p> <p>資料の27ページをご覧ください。</p> <p>地域交流センターの管理及び運営に関する規則につきましては、第4条(利用期間の制限)を市民サービスの向上と利用の拡大を図るため削除するものでございます。</p> <p>最後になりますが、議案第36号につきましては、12月市議会の議案として提出することを予定しています。</p> <p>以上で、議案第36号から第38号までの説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p>
教育長	<p>特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第36号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありますか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>これより議案第37号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありますか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。</p>
教育長	<p>これより議案第38号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありますか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。</p>

<p>教育長</p>	<p>引き続きまして、「議案第39号 西尾市資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第40号 旧糟谷邸内文化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第41号 西尾市塩田体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、関連がありますので、一括して提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>文化財課長</p>	<p>ただ今議題となりました、「議案第39号 西尾市資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第40号 旧糟谷邸内文化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第41号 西尾市塩田体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。</p> <p>始めに、提案理由につきましては、いずれも条例上の権限を持つ者と実際に権限を持つ者に齟齬が生じているため、条例における権限者を、実際に権限を持つ教育委員会に改めるものでございます。</p> <p>議案第39号の改正の内容をご説明申し上げますので、31ページの新旧対照表をご覧ください。表の左側が改正案でございます。</p> <p>表中、第2条の2の資料館の管理、第2条の3第2号の指定管理者が行う業務、第2条の4の指定管理者の権限、第3条の事業及び第5条の入館者の制限につきまして、「市長」の表記を「教育委員会」に改め、第4条の入館者の義務につきまして、「規定」の次に「並びに教育委員会の指示」を加えます。</p> <p>また、第2条の4の指定管理者の権限につきまして、「第5条」の表記を「第4条及び第5条」に改めます。</p> <p>また、第7条の委任につきまして、「この条例の施行について必要な事項は、規則で定める」の表記を「この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める」に改めます。</p> <p>続きまして、議案第40号の改正の内容をご説明申し上げますので、35ページの新旧対照表をご覧ください。表の左側が改正案でございます。</p> <p>表中、第3条の文化施設の管理につきまして、「市長」の表記を「教育委員会」に改めます。</p> <p>続きまして、議案第41号の改正の内容をご説明申し上げますので、39ページの新旧対照表をご覧ください。表の左側が改正案でございます。</p> <p>表中、第3条の体験館の管理につきまして、「市長」の表記を「教育委員会」に改めます。</p> <p>最後に、附則でございますが、いずれも公布の日から施行したいとするものでございます。</p> <p>なお、本件につきましては、いずれも西尾市議会12月定例会に議案として提出する予定でございます。</p> <p>以上、議案第39号から議案第41号までの3議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>

教育長	<p>特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第39号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>これより議案第40号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>これより議案第41号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>引き続きまして、「議案第42号 西尾市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由の説明をお願いします。</p>
スポーツ振興課長	<p>ただ今議題となりました、「議案第42号 西尾市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。41ページをご覧ください。</p> <p>始めに、提案理由につきましては、同条例の管理の権限を持つ者の表記に錯語が生じているため、教育委員会に改めたいとするものでございます。</p> <p>次に、改正内容についてご説明申し上げますので、43ページの新旧対照表をご覧ください。表の左側が改正案でございます。</p> <p>第4条「指定管理者が行う業務」の4「その他市長が必要と認める業務」につきまして、「市長」の表記を「教育委員会」に改めます。</p> <p>42ページにお戻りください。</p> <p>最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行したいとするものでございます。</p> <p>なお、本件につきましては、西尾市議会12月定例会に議案として提出する予定でございます。</p> <p>以上、議案第42号の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>

<p>教育長</p>	<p>特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第42号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>以上で、日程4を終わります。</p> <p>日程5、その他を議題とします。</p> <p>(1)「吉良中学校校舎改築基本計画ワークショップの進捗状況について」説明をお願いします。</p>
<p>教育庶務課長</p>	<p>ただいま議題となりました、その他議題(1)「吉良中学校校舎改築基本計画ワークショップの進捗状況について」ご説明申し上げます。</p> <p>その他議題(1)資料をご覧ください。</p> <p>1 ワークショップの実施状況でございます。参加者は吉良中学校区小・中学校のPTA関係者から各校2名、地区の代表として各学校の学校評議員から1名、吉良中学校から校長と教頭の計20名に協力いただき開催しているところでございます。</p> <p>第1回目の8月9日は、コロナウイルス感染症に配慮し、書面開催としました。テーマは、「吉良中学校の“今”と“将来”について考えよう」で、アンケートにより今の学校に対する「良いところ・残し伝えたいところ」、「変えていきたいところ」、新しい学校に対する「期待や要望」について意見を集めました。</p> <p>第2回は9月22日に開催しました。テーマは「建物の配置を考えよう」、「こんな部屋・空間・場所になってほしい」で、建物の配置と部屋、空間、場所について良いところ、気になるところ、要望について話し合いました。</p> <p>第3回は10月17日に開催しました。テーマは「学校の使い方を想像しながら校舎内の配置を考えよう」で、提案プランを見て、建物の配置と部屋、空間、場所についてよいところ、気になるところ、要望について話し合いました。</p> <p>第4回は11月22日に予定しており、「吉良中学校校舎改築基本計画のワークショップのまとめ」として、全3回のワークショップの議論を踏まえたワークショップのとりまとめ案について、ご意見をいただく予定でございます。</p> <p>また、生徒の意見やアイデアを計画に反映していくために、生徒の代表として生徒会の役員6名と吉良中学校教頭にご協力をいただき10月4日にワークショップを開催しました。</p> <p>テーマは「“現在の吉良中学校”と“未来の吉良中学校”について考えよう」で、現在の吉良中学校の「好きなどころ」「嫌いなところ」や未来の吉良中学校への「期待・要望」について話し合いました。</p> <p>話し合った内容を抜粋してご説明申し上げます。</p> <p>参考資料1ページをご覧ください。第1回ワークショップの報告書です。</p> <p>現在の学校の良いところ・残し伝えたいところでは、「樹木が多く緑豊か、自然の中にある感じ」や「若竹の像」、「けやき並木」など吉良中学校のシンボリックなもの</p>

	<p>のが挙げられています。</p> <p>反対に「変えていきたいところ」として「学校周辺にフェンス等の柵がないため、セキュリティの強化」や「渡り廊下3階連絡通路や特別教室棟の廊下が雨に濡れてしまう」など意見をいただいております。</p> <p>新しい学校に期待・要望することとして、「安心安全に過ごせるよう、しっかりとした防犯対策」「廊下を広くして、学年集会、個別学習、休憩など多様な利用ができる」とよい」などの意見をいただいております。</p> <p>参考資料2ページをご覧ください。第2回ワークショップの報告書です。</p> <p>議題1の「建物の配置を考えよう」では、事前に用意した4つの建物の配置案について、良いところ悪いところの意見をいただきました。</p> <p>議題2の「こんな部屋・空間・場所になってほしい」では、「移動のしやすい屋内導線」や「心安らぐ明るい空間」、「使いやすい教室」などご意見をいただいております。</p> <p>参考資料3ページをご覧ください。第3回ワークショップの報告書です。</p> <p>議題は「学校の使い方を想像しながら、校舎内の配置を考えよう」です。</p> <p>第2回ワークショップで議論した中で一番肯定的な意見が多く、バランスの取れていた校舎の配置であるB案を軸にしたプラン案により、校舎内の教室等の配置についてワークショップを実施しました。平面図ではワークスペースが「学年ごとに分かれていて使いやすそう」、「職員室、保健室、エレベーターを建物の中央にまとめて配置する」などの意見をいただいております。</p> <p>参考資料4ページをご覧ください。生徒会ワークショップの報告書です。</p> <p>現在の吉良中学校の「好きのところ」では、「緑豊か」や「若竹像」、「けやき並木」など一般のワークショップと同じような吉良中学校のシンボリックなものが挙げられました。「嫌いのところ」として、「駐輪場が狭い」や「階段が多い」、「渡り廊下3階が雨の時に通れない」などの意見をいただいております。</p> <p>未来の吉良中学校への「期待・要望」では、「クラスや学年を超えたふれあいの場」や「廊下にベンチ」を設置するなどの憩いの場の整備や「バリアフリーな校舎」など生徒たちが日常で不便に感じるところへの対応など自由で若者らしい発想の意見を集めることができました。</p> <p>その他議題（1）資料にお戻りください。最後に、2 スケジュールでございますが、計画案の教育委員会への報告は、令和5年1月11日の定例会を予定しております。パブリックコメントは、令和5年1月中旬から2月中旬までの期間で実施し、計画の策定及び公表は3月末の予定でございます。</p> <p>以上、その他議題（1）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p> <p>特に質問がないようですので、続きまして、（2）「学校給食における食物アレルギー対応に関する基本方針の改訂について」説明をお願いします。</p>

<p>教育庶務課長</p>	<p>ただいま議題となりました、その他議題（２）「学校給食における食物アレルギー対応に関する基本方針の改訂について」、ご説明申し上げます。</p> <p>４７ページ、その他議題（２）資料をご覧ください。</p> <p>１ 目的でございますが、学校給食における食物アレルギー対応をより安全に行うため、「学校給食における食物アレルギー対応に関する基本方針」を分かりやすい表現に改めるとともに、自校方式の基本方針とセンター方式の基本方針との整合性を図るものでございます。</p> <p>２ 改訂内容でございますが、今回は、「自校方式の基本方針」と「センター方式の基本方針」の２つの基本方針を改訂しております。</p> <p>はじめに「（１）自校方式の基本方針」の改訂内容でございますが、１つ目は給食に使用しない食材を明確に記載するものです。２つ目は学校の対応手順を示したフローチャートを手続きごとに分けることで、分かりやすい表現に改めるものでございます。</p> <p>資料５１ページ、自校方式の基本方針の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>左側の改訂案に、「（４）そば、落花生、あわび、いくら、カシューナッツ、キウイフルーツ、くるみ、まつたけは給食用食材として使用しない。」を新たに加えました。これは、食物アレルギー対応を行う際に間違いが起きないように給食に使用しない食材を明確にしたものでございます。</p> <p>続いて、５２ページをご覧ください。</p> <p>右側の改訂前のフローチャートでは「年度初めの手順」と「毎月の手順」が１つのフローチャートにまとめられていましたが、これを改訂案では、手続きごとに「年度初めの手順」、「申請内容に変更があった場合の手順」、「毎月の手順」の３つに分け、分かりやすい表現に改めるものでございます。</p> <p>４７ページ、その他議題（２）資料にお戻りください。</p> <p>２ 改訂内容の（２）センター方式の基本方針の改訂内容でございますが、自校方式の基本方針の改訂に合わせて、手順の表現や語句を改めるものでございます。</p> <p>資料５８ページ、センター方式の基本方針の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>右側の改訂前のフローチャートでは「年度初めの手順」のみのフローチャートを掲載しておりましたが、改訂案では、自校方式の基本方針と整合性を図り、「年度初めの手順」、「申請内容に変更があった場合の手順」、「毎月の手順」の３つに分けるとともに表現や語句も合わせるものでございます。</p> <p>４７ページ、その他議題（２）資料にお戻りください。</p> <p>３ 施行日でございますが、令和５年１月１日でございます。</p> <p>４ その他でございますが、今回の基本方針の改訂に合わせ「西尾市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を策定いたします。令和５年１月からマニュアルに沿って食物アレルギー対応を実施していく予定でございます。</p> <p>以上、その他議題（２）の説明とさせていただきます。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p> <p>特に質問がないようですので、続きまして、（３）「令和５年度教職員定期人事異動方針について」説明をお願いします。</p>

学校教育課長	<p>ただいま議題となりました、その他議題（３）「令和５年度教職員定期人事異動方針について」、ご説明申し上げます。</p> <p>６１ページ、その他議題（３）資料をご覧ください。</p> <p>ご承知の通り、正規の小中学校等教職員は、県費負担の職員でありますので、本方針につきましては、県教委の方針を受けて、西尾市教育委員会が示すものであります。</p> <p>令和の時代になり、学校教育を取り巻く環境が変化し、求められるものが多様化しているため、６２ページの県の方針が大幅に変更されました。それを受けて、６１ページの市の方針もアンダーラインの部分を変更いたしました。</p> <p>６３・６４ページは、事務職員、栄養職員の人事異動方針でございます。事務・栄養職員につきましては、県が、市との協議の上、直接人事異動を行いますので、県の方針を各学校に通知してまいります。</p> <p>以上、定期人事異動方針についての説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
平岡委員	地域事情として外国にルーツを持つ児童生徒が多い地域だと思いますが、その点については、どの部分に反映されていますか。
学校教育課長	<p>６２ページ県方針の、４の部分では、かなり包括的な要素を含むと聞いております。６１ページ市方針の、４の部分では外国人については特に触れておりませんが、佐久島がありますので「へき地」を残すかたちで明記しています。</p>
教育長	<p>県方針では、かなり包括的な記載に変更され、「へき地教育」が削除されました。多くの問題があるため、包括的に「各学校の魅力化の推進や課題解決をねらいとした配置」という表現になったと聞いています。</p> <p>本市では、外国人への対応については力を入れている課題であるため、委員のご意見を参考に、「外国人」を明記する修正をし、方針案を再提案させていただきたいと思います。</p>
教育長	他に質問がないようですので、続きまして、（４）「令和５年度小中学校等の入学式等儀式の日程について」説明をお願いします。
学校教育課長	<p>ただいま議題となりました、その他議題（４）「令和５年度小中学校等の入学式等儀式の日程について」ご説明申し上げます。</p> <p>６５ページ、その他議題（４）資料をご覧ください。</p> <p>入学式等の儀式の実施日については、県下でそろっていることが望ましく、例年、愛知県都市教育長協議会から原案が示されます。ここにお示ししました来年度の本市の入学式等の儀式の日程も、その原案に沿ったものであります。</p> <p>以上、「令和５年度小中学校等の入学式等儀式の日程について」の説明とさせていただきます。</p>
教育長	特に質問がないようですので、続きまして、（５）「学校運営協議会制度の導入について」説明をお願いします。
学校教育課長	ただいま議題となりました、その他議題（５）「学校運営協議会制度の導入について」ご説明申し上げます。

	<p>66ページ、その他議題（5）資料をご覧ください。</p> <p>学校運営協議会制度は、地方教育行政法第47条に基づき、地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映させるものとして、教育委員会が設置するものです。</p> <p>また、学校運営協議会制度を導入した学校のことを、コミュニティースクールと呼んでいます。</p> <p>学校運営協議会制度の主な役割は、資料の下段の記載のとおりであります。</p> <p>学校運営協議会制度を導入するメリットとしては、地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映できるだけでなく、紙面にはありませんが、本市が取り組んでいる「寺子屋にしお」や「サタデープラン」などの事業に対し、補助金による支援が受けられることが挙げられます。市内の学校には、学校評議員会が設置されており、小学校では、地域住民とのつながりが大きい小学校もたくさんあります。現在あるものを生かし、無理なく制度が導入できるような学校から学校運営協議会の設置を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、先程申しあげたとおり、学校運営協議会制度は、教育委員会が設置するものであるため、「学校運営協議会設置規則」を定める必要があります。規則の内容や制定につきましては、次回の教育委員会定例会で提案させていただく予定であります。</p> <p>以上、「学校運営協議会制度の導入について」の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
武内委員	次回定例会で示されるとのことですが、いつ頃、スタートする予定ですか。
学校教育課長	来年度4月から2校が設置する予定です。
武内委員	予定している2校はどこですか。
学校教育課長	既にサロンを設置している一色南部小学校、もう1校は寺津小学校です。
平岡委員	この制度導入は、補助金をもらうために必須のものですか。
学校教育課長	補助金などの支援が受けられるよう、前向きに取り組んでいくものです。
教育長	委員のご推察のとおり、補助金を受けるための必須条件となっています。
生涯学習課長	寺子屋にしおのサタデープランでは、指導員の謝礼について国1/3、県1/3、合わせて2/3の補助が受けられます。
平岡委員	旧コミュニティースクール制度があり、数年前に今の制度になったと思いますが、本市では、旧コミュニティースクールは取り組んでいなかったということですか。
教育長	従来の制度は10年くらい前からスタートしています。資料中、主な役割3番目、教職員の任用に関して、教育委員会規則を定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。の部分が少し変わったくらいで、大きくは変わっていません。
武内委員	一色南部小学校と寺津小学校になった理由はどのような理由ですか。
学校教育課長	一色南部小学校では、空き教室を利用しサロンを設置しており校庭整備などで地域の方にご協力いただいている状況があります。また、寺津小学校でも同じような動きがあり、地域コーディネーターが配置をされていることが理由です。
尾崎委員	コミュニティースクールができることで、PTA活動への影響はありますか。

学校教育課長	それほど影響はないと思います。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして、(6)「生涯学習センター(仮称)設計者選定設計競技実施要領(素案)について」説明をお願いします。
生涯学習課長	<p>ただいま議題となりました、その他議題(6)生涯学習センター(仮称)設計者選定設計競技実施要領(素案)について、ご説明申し上げます。</p> <p>その他議題(6)資料をご覧ください。</p> <p>はじめに、本実施要領の素案につきましては、設計者選定委員会の審議を終えていない現時点での草稿であります。そして、正式な応募公告は来年1月下旬を予定しているため、発注情報として事前に公開されることで、公平、公正を欠くと思われる、応募資格、選定委員の氏名及び金額などの項目については、具体的に明記しておりません。また、今後の選定委員会との協議により、内容が変更される場合がございますことを、あらかじめご承知願います。</p> <p>それでは表紙をはねていただき、目次をご覧ください。</p> <p>本実施要領の本編は、1から7までの項目で構成されており、ここでは特に重要と思われる、1設計者の選定方法、3生涯学習センターの整備にあたっての基本的な考え方、7最終優秀案に選定された応募登録者に委託する予定の業務に絞って、ご説明申し上げます。</p> <p>なお、目次の3枚目に記載があります、別冊資料編については、本日は配布しておりませんが、様式集や参考資料になります。</p> <p>1ページをご覧ください。(3)選定方法(選定の流れ)でございます。本設計競技では、応募資格に該当する希望者がまず応募登録を行い、応募登録者になります。応募登録者が作成、提出する提案図書等に対して、事務局による事前審査を経て、選定委員会による2段階の審査を行います。1次審査は非公開で応募登録者を特定する情報は提供しない提案図書のみを審査の対象とする、いわゆる覆面審査により5案程度の2次審査 該当者を選出し、2次審査は公開審査として、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、最優秀案ほか数点を選出します。西尾市は選定委員会からの答申を受けて選定結果を公表します。</p> <p>2ページをご覧ください。本設計競技の応募資格要件は、①から⑥で示しているとおりで、一級建築士資格、一級建築士事務所登録、入札参加資格名簿登録、公共事業実績、業務遂行能力の有無など、若手建築家などに対しても応募資格の門戸を広げることを想定した要件とする予定であります。</p> <p>3ページをご覧ください。(6)評価基準につきましては、3点予定しています。</p> <p>1点目は、本実施要領の3で求める生涯学習センターの整備にあたっての基本的な考え方を実現するデザインに対する創造性や将来性であります。</p> <p>2点目は、生涯学習センターが、全世代の市民が集う多様な学びの場や交流の場として「心の安らぎ」を感じられる景観デザインと安全安心快適な機能性であります。</p> <p>3点目は、生涯学習センターを次世代に継承していくために必要な持続可能な環境デザインに配慮した経済性・継続性・可変性であります。</p> <p>次に(7)選定スケジュールにつきましては、本実施要領の公表が令和5年の1</p>

月下旬、建設地視察会を2月下旬、4ページに移りまして、1次審査用提案図書
の提出期限は5月中旬、選定委員会の1次審査は6月中旬、2次審査用提案図書等
の提出期限は8月下旬、公開審査として行う最終の2次審査を9月上旬、そして、西
尾市からの選定結果公表は9月中旬を予定しております。

次に(8)選定結果であります。選定委員会は、最優秀案1点、優秀案1点、
佳作を3点程度選出し、西尾市から最優秀案を除く応募登録者に対しては謝金とし
て30万円の支払いを予定しております。

7ページをご覧ください。(2)生涯学習センターの施設コンセプトについては、
「共生社会実現のために全世代の市民が集う多様な学び・交流の場」であります。
具体的には、7ページの下から2行目から太字で記載しているとおり、様々な背景
を持つ年代の異なる多様な個人が、多彩な属性の他者と共に、学び合い、教え合い、
支え合い、励まし合うとした相互性を前提にして、一人一人が主体的・持続的に学
ぶことができる、新たな生涯学習の拠点施設として整備してまいりたいと考えてお
ります。

8ページの枠で囲った部分をご覧ください。生涯学習センターは、格差や分断の
ない社会的要請を実現する複合施設としての運営管理を目指すため、3つの点に配
慮するものとします。

一つ目は「心の安らぎ」をもたらす空間デザインに対する配慮、二つ目は「心の
安全基地」となる優しい機能に対する配慮、三つ目は持続可能な運営管理を実施で
きる環境デザインに対する配慮であります。

9ページをご覧ください。(3)施設の建設地についてであります。当初は西
尾公園テニスコートの移転後の跡地を建設地として想定しましたが、二の沢川の遊
歩道や文化会館北側の芝生広場との動線も視野に入れた、より幅の広い多彩な提案
が求められるとして、西尾公園の一部も建設地として含め、親子で楽しめる公園機
能もセンター建設に合わせて整備していくこととしました。

具体的には、11ページの「提案図書等の作図範囲(拡大版)」の枠内が建設地
となります。建設地の基本情報は、9ページにも記載していますが、敷地面積は、
8,354.81㎡、用途地域としては、市街化区域の第1種中高層住居専用地域
になります。

10ページをご覧ください。建設地周辺の歴史文化情報として、歴史公園に関す
るトピックと、自然環境情報として、二の沢川の自然に関するトピックを記載して
います。

13ページをご覧ください。(4)施設の基本的な機能・規模感・設計要件につ
いてであります。生涯学習センターは、建物機能としては、比較的、不特定多数
の利用者が見込まれる地域交流センター機能と、特定の利用者が見込まれる総合教
育センター機能、外構機能としては、親子が憩うことのできる公園機能と利用者及
び施設職員のための駐車場を、基本的な機能とする施設になります。

施設の延床面積は、2,600㎡、建築面積は2,900㎡を上限としておりま
す。公園機能の整備面積は現状より少し広い2,500㎡を確保し、駐車場につき
ましては、利用者用として100台、職員用で60台程度を必要設置台数として見

込んでおります。

14ページをご覧ください。地域交流センター機能については、貸室、事務室、多世代交流広場の設置を予定しています。多世代交流広場には、子どもの遊び場である子どもワクワク広場をはじめ、学習スペースやミーティングスペースなど、あらゆる世代の利用者がゆったりとくつろぎ、楽しい時間が過ごせる空間としてのデザインを求めていますと考えております。

15ページをご覧ください。総合教育センター機能として、子ども・若者総合相談センターコンパス、適応指導教室あゆみ学級にしお、多文化ルームKIBOU（きぼう）を集約して設置すること予定しています。なお、総合教育センター機能の設計要件としては、利用者に「他者の視線が怖い」「他者に相談しているのを見られたくない」「音などの刺激に敏感」な子ども・若者もいるため、他者の視線を気にせずに入からたどり着ける動線デザインを求めていますと考えております。

17ページをご覧ください。ここには、外構機能として、公園機能及び駐車場機能の設計要件などを記載しています。

18ページをご覧ください。（5）工事費の上限（国庫補助対象事業の留意点）については、西尾公園テニスコートの解体工事費、施設建設費、中央ふれあいセンターの解体工事費及び駐車場整備費の合計額の概算工事費を上限額とする計画提案を求めていくことにします。

19ページをご覧ください。（6）施設の設計・建設スケジュールにつきましては、令和5年9月に最優秀案を選定後、10月から年度末にかけて基本設計を、令和6年度は実施設計を、令和7年度から8年度にかけて工事を行い、令和9年度に施設全体の供用開始を予定しているものでございます。

なお、最下段の留意点に記載していますが、選定委員の一部など建築の専門家で構成する整備推進委員会（仮称）を設置し、基本設計・実施設計・工事監理の各段階における指導・助言及び設計者と市との間の調整機関としての役割も担うことを予定しています。

次に28ページをご覧ください。ここでは、最優秀案に選定された応募登録者を優先交渉権者として、西尾市が、基本設計、実施設計、工事監理の各業務委託について随意契約を結ぶ予定があることについて記載しているものでございます。

なお、選定委員会については今月中旬までに正式に設置し、本実施要領に対する審議を重ねてまいります。

また、本実施要領は今年度中に公表し、募集告知を行うことを予定しているため、予算の裏付けとして、基本設計等の業務委託費の債務負担行為を12月市議会の補正予算案として提出することを予定しています。

以上で、その他議題（6）の説明とさせていただきます。

教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
平岡委員	コンペで最優秀案を含めて5点を選定すること及び謝金の効果はどのようか。
生涯学習課長	1次審査では多数の応募があることが予想されます。その中から5案程度を選考し、公開コンペで2次審査を行い最終案を決定します。公開コンペでは、提案図書としてパネル2枚、模型作品などを求める予定のため、応募側に相当の費用かかり

	<p>ます。良いコンペを行うためにも、謝金を支払うこととしました。</p>
平岡委員	<p>5案程度選考する理由は、最優秀提案者が何らかの理由で契約に至らなかった場合の保険ということですか。</p>
生涯学習課長	<p>その通りです。</p>
教育長	<p>他に質問がないようですので、続きまして、(7) 山本眞輔 彫刻展「人間讃歌―祈りのかたちを求めて―Part II」について、説明をお願いします。</p>
文化財課長	<p>その他議題(7) 山本眞輔 彫刻展「人間讃歌 一祈りのかたちを求めて― Part II」について、ご説明申し上げます。</p> <p>67ページ、その他議題(7) 資料をご覧ください。</p> <p>昨年度も開催して好評を博した彫刻家・山本眞輔氏の彫刻展のPart IIを開催します。山本氏は西尾市一色町出身で、日本の彫刻界を牽引する著名な芸術家です。現在は日本藝術院会員であり、西尾市の名誉市民でもあります。本展は、山本氏から西尾市へ寄贈される石膏原型50点を中心とするもので、会場は昨年とおなじ幡豆ふれあいセンター、期間は11月26日(土)から12月10日(土)までの13日間、西尾市・西尾市教育委員会・一般社団法人 西尾市文化協会の共催によって開催されます。</p> <p>今回展示される作品は、山本氏が得意とされる美しい女性像や、人物の肖像彫刻が中心となります。西尾市内の各所に設置されているブロンズ像や、尾崎士郎・神谷伝兵衛など、西尾ゆかりの人物の像もありますので、市民の皆様には親しみやすく、楽しみながら芸術に触れていただけるものと思います。</p> <p>また、関連行事として、山本氏自身によるギャラリートークや中学生を対象とした講演会も開催されます。ぜひ、多くの方に足をお運びいただきたいと思います。</p> <p>以上、その他議題(7)の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p> <p>特に質問がないようですので、続きまして、(8)『新編西尾市史 通史編1 原始・古代・中世』の刊行について、説明をお願いします。</p>
文化財課長	<p>その他議題(8)『新編西尾市史 通史編1 原始・古代・中世』の刊行について、ご説明を申し上げます。</p> <p>69ページ、その他議題(8) 資料をご覧ください。</p> <p>西尾市では、平成23年に合併して誕生した、新しい西尾市の歴史・文化・風土を記録し、刊行する『新編西尾市史』の編さん事業を、平成25年から進めています。このたび、その第4弾であり、初めての通史となる『通史編1 原始・古代・中世』を刊行いたしました。お手元にその実物を置かせていただいておりますので、ぜひお手にとってご覧ください。</p> <p>本書では、旧石器時代から戦国織豊時代にいたる西尾に関わる歴史と、そこに暮らす人びとの営みを明らかにしています。同じ時代を扱った前回の『西尾市史』の刊行から半世紀を経ての新たな通史となりますが、その間に発見された資料や、考古遺跡の発掘、それらに基づいた歴史研究の進展を踏まえ、京都大学名誉教授の金田章裕先生を始め、全国から選りすぐられた22名の執筆陣が、通説にとらわれる</p>

	<p>ことなく、新しい西尾の古代・中世のすがた、歴史上の謎に挑んでいます 活字を大きく、カラー図版も豊富に入れ、高度な内容を、できるだけわかりやすく解説しています。ぜひ、ご覧くださいます。</p> <p>なお、販売は10月26日より、岩瀬文庫と市内の資料館などで行っております。 以上、その他議題（8）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。 特に質問がないようですので、続きまして、（9）「図書館運営基本計画策定に係るアンケート結果等について」説明をお願いします。</p>
図書館長	<p>その他議題（9）図書館運営基本計画策定に係るアンケート結果等について、ご説明を申し上げます。その他議題（9）資料1をご覧ください。</p> <p>はじめに、1 調査目的でございます。</p> <p>今後の図書館運営の在り方等の指針となる「図書館運営基本計画」の策定の基礎資料とするため、実施したものであります。</p> <p>次に、2 調査概要でございます。</p> <p>調査項目は、図書館に関する利用状況や要望、今後のあり方などに関する設問について、18歳以上の無作為に抽出した市民2,000人及び図書館本館と3分館の利用者を対象にそれぞれ表で示す期間に調査を実施しました。</p> <p>回収状況につきましては、無作為抽出市民は773通で、回答率は38.7%、図書館利用者は1,016人から回答をいただきました。</p> <p>次に、3 調査結果でございます。</p> <p>その他議題（9）資料2をご覧ください。主な結果についてご説明申し上げます。</p> <p>2ページ問1から20ページ問20までは、一般市民調査集計結果となります。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>問9でこの1年間の市内の図書館の利用状況について伺ったところ、市内の図書館では本館が24.8%で、全館では延べ約4割となっております。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>問9-1-5「市内の図書館を利用してどのように思いますか」に対しては、「とても満足している」「おおむね満足している」を合わせて、約7割の方が満足している状況となっております。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>問11で図書館のサービス内容の認知度について伺ったところ、令和2年度に導入しました「読書通帳」については17.5%、「にしお電子図書館」については6.2%と、市民の認知は進んでいない状況でありました。</p> <p>15ページをご覧ください。</p> <p>問12で市内の図書館への要望を伺ったところ、「くつろげる場所を増やす」が最上位であり、</p> <p>16ページをご覧ください。</p> <p>問13で市の図書館の将来進むべき方向性のイメージについて伺ったところ、「気軽に立ち寄れる」、「居心地のよい空間」が上位2つとなっており、くつろげる居心地のよさや気軽さを図書館に求める市民が多い状況です。</p>

次に、21ページ問1から35ページ問10までは、図書館利用者調査集計結果となります。

27ページをご覧ください。

問8(1)で「図書館の資料」について満足度を伺ったところ、図書の量と質は、ともに満足と回答した方は約8割でした。

29ページをご覧ください。

問8(2)で「図書館サービス」の満足度について伺ったところ、開館時間と貸出の冊数・期間は、ともに満足と回答した方は約9割でした。

31ページをご覧ください。

問8(3)で「利用環境」の満足度について伺ったところ、職員の対応は満足と回答した方は約9割でした。

続いて、36ページ問1から39ページ問9までは、図書館利用者の中の中学生以下の子どもたちへの調査集計結果となります。

36ページをご覧ください。

問2で「あなたは本を読むことが好きですか」と伺ったところ、約9割の子どもが「好き」と回答しています。

37ページをご覧ください。

問5で「読みたい本はどこで手に入れますか」と伺ったところ、約8割が「図書館」と答えています。

38ページをご覧ください。

問8で「読書通帳の利用」について伺ったところ、利用率は6割強でした。

では、その他議題(9)資料1にお戻りください。

4 調査結果の公表でございますが、このアンケート調査結果につきましては、11月10日から市のホームページ及び図書館ホームページにて公表してまいります。

次に、5 西尾市図書館運営基本計画全体構成案でございますが、

73ページ、その他議題(9)資料3をご覧ください。

第1章「計画の概要」をはじめとする全5章で構成しています。「第4章 基本施策」では、「1 西尾市らしい図書館運営へ」「2 誰もが利用しやすい図書館へ」「3 快適で、便利な図書館へ」、第5章「重点施策」では、「1 図書館の効率的かつ効果的な運営と本館の中核機能の充実」「2 図書館関係施設の適正配置」をそれぞれ施策の柱とし、これらに対して「市民や関係機関、ボランティアとの連携」をはじめとする具体的な施策を位置づけています。

お手数ですが、再度、その他議題(9)資料1にお戻りください。

最後に、6 今後の図書館運営基本計画策定スケジュールでございますが、1月中旬から2月中旬の期間で、パブリックコメントを実施し、3月下旬に計画の策定及び公表を行う予定です。

以上、その他議題(9)の説明とさせていただきます。

教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。 特に質問がないようですので、日程5を終わります。 教育委員会名義使用として、8件提出されています。 ご確認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>この他、何か連絡事項はありますか。</p>
生涯学習課長	<p>ご報告させていただきます。内閣府が行っております、子どもと家族・若者応援団表彰で本市が14年前から行ってきたKIBOUやカラフルなど、外国人の子どもへの支援の取り組みが内閣総理大臣表彰を受賞することになりました。 令和4年11月30日に内閣府で表彰式が行われる予定です。</p>
教育長	<p>以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。</p>
教育長	<p>次回は令和4年12月13日火曜日 午前10時から、西尾市役所41会議室で予定されています。ご予約いただきたいと思います。</p>
教育長	<p>これをもちまして西尾市教育委員会11月定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。</p>